備考　表中［　］の記載及び二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第四（第三十三条関係）

一　［略］

二　学科教習の教習時間の基準

［略］
備考　［１～５　略］ ６　５の規定にかかわらず、令第三十三条の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科㈡の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科㈡の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ３時限又は６時限を減じた時限数とする。

別表第二（第十九条関係）

略語	意味
［略］	［略］
ＡＴ車	［略］
サポートカー	第十八条の六第一項各号のいずれかに該当する普通自動車
［略］	

別表第四（第三十三条関係）

一　［同上］

二　学科教習の教習時間の基準

［同上］
備考　［１～５　同上］ ６　５の規定にかかわらず、令第三十三条の六第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、応急救護処置教習を行わないものとする。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科㈡の教習時間又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科㈡の教習時間は、この表に規定する時限数からそれぞれ３時限又は６時限を減じた時限数とする。

別表第二（第十九条関係）

略語	意味
［同上］	［同上］
ＡＴ車	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	